○警察署間共助要綱の制定について（平成６年10月24日例規第39号）

［沿革］　平成17年７月例規第16号、20年３月第25号、26年２月第４号、28年６月第20号、令和元年６月第26号改正

社会情勢の変化に伴う警察事象の広域化等に的確に対応し、かつ、警察運営の効率化を図るため、別記のとおり制定し、平成６年11月１日から実施することとしたので、実効の挙がるように努められたい。

なお、警察署間共助要綱の制定について（昭和36年２月１日付け務警第１３２号）は、廃止する。

別記

警察署間共助要綱

第１　目的

この要綱は、警察署間及び警察本部（以下「本部」という。）と警察署の相互協力により、警察署における集中的かつ効率的な警察職務の遂行のために必要な事項を定めることを目的とする。

第２　警察署間の相互協力等

１　警察署長は、警察署間において情報の共有を図るほか、各種警察活動において相互に協力するものとする。

２　本部の所属長は、警察署長に対し必要な助言等を行い、警察署間の共助体制の確立に努めるものとする。

第３　共助の体制等

１　警察署間の共助においては、関係する警察署間において行うほか、必要に応じブロックによる共助を行うものとする。

２　ブロックの名称及び構成警察署は、次のとおりとする。

(1)　第１ブロック

奈良警察署、奈良西警察署、生駒警察署及び郡山警察署

(2)　第２ブロック

西和警察署、天理警察署、桜井警察署及び香芝警察署

(3)　第３ブロック

橿原警察署、高田警察署、五條警察署及び吉野警察署

第４　ブロック会議

１　ブロック内における警察署長の意見の交換、協議等を行うため、警察本部長（以下「本部長」という。）は、年１回以上、ブロック内の警察署において、ブロック

警察署長会議（以下「ブロック会議」という。）を開催する。

2　１にかかわらず、警察署長は、ブロック内における意見の交換、協議等を行うために必要と認めるときは、警務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経由して本部長にブロック会議の開催を求めることができる。

3　ブロック会議には、ブロック内の警察署長のほか、本部長又は本部長が指定する部長若しくは首席監察官が出席するものとする。

4　本部長は、ブロック会議を開催しようとするときは、総務課長をして、あらかじめブロック会議の日時、場所、議題等について、ブロック内の警察署長や関係部課長等への必要な連絡調整を行わせるものとする。

5　本部の所属長は、ブロック会議の議題等に応じ、警察署長に対し、必要な助言等を行うものとする。

6　開催地を管轄する警察署の長（７において「開催地警察署長」という。）は、ブロック会議を総括し、その要旨を記録しておかなければならない。

7　開催地警察署長は、ブロック会議の結果を総務課長を経て、本部長に報告するものとする。

8　ブロック会議の運営が円滑に行われるよう、本部において必要な事務処理は、警務部総務課において行う。

第５　本部への報告等

警察署長は、警察署間の相互協力により相当の成果があったときは、警察施策への反映に資するため、主管部長及び他の警察署長に報告又は通報をするものとする。